

排水設備指定工事店指定の基準及び必要書類

1. 排水設備指定工事店指定の基準

- (1) 営業所ごとに丹波市下水道排水設備工事責任技術者として登録を受けたものが1名以上専属していること。
- (2) 工事の施工に必要な設備及び機材を有すること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。
 - イ 指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者。
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの。
 - エ 法人であってその役員のうちアからウまでのいずれかに該当するものがあるもの。

2. 指定に必要な書類

(1) 個人経営の場合

- ア 申請者の住民票記載事項証明書
- イ 申請者の経歴書（履歴書）
- ウ 成年被後見人若しくは被保佐人に該当しないことを証明する書類（身分証明書）
- エ 営業所の付近見取り図、平面図及び写真
- オ 専属する責任技術者の名簿
- カ 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し
- キ 工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証する書類（所有機械調書、写真）
- ク 誓約書

(2) 法人の場合

- ア 代表者の住民票記載事項証明書（住所のみ）
- イ 代表者の経歴書（履歴書）
- ウ 登記簿謄本（写し）及び定款（写し）
- エ 代表者の成年被後見人若しくは被保佐人に該当しないことを証明する書類（身分証明書）
- オ 営業所の付近見取り図、平面図及び写真
- カ 専属する責任技術者の名簿
- キ 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（丹波市及び丹波市以外）
- ク 工事の施工に必要な設備及び機材を有していることを証する書類（所有機械調書、写真）
- ケ 誓約書

(3) 専属する責任技術者の名簿に下記の書類が必要です。（雇用がある場合）

- ア 責任技術者証の写し
- イ 専属を確認できるもの（組合保険・社会保険・雇用保険・源泉徴収簿など）

3. 登録手数料

新規の指定1件につき 20,000円（更新は10,000円）

※その他不明な点につきましては、丹波市 上下水道お客様センター（春日庁舎 3F）0795-88-5107 までお問い合わせください。

年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定申請書
(新規・継続)

丹波市長 様

申 請 工 事 店	ふりがな	-----
	商号又は名称	
	住所	〒
	代表者 氏名	電話 () —
ふりがな	-----	
営業所所在地	〒	
	電話 () —	

(添付書類)

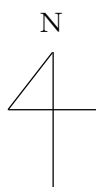
- 1 個人の場合は、住民票記載事項証明書、経歴書、成年被後見人若しくは被保佐人に該当しないことを証明する書類
- 2 法人の場合は、代表者の住民票記載事項証明書、経歴書、成年被後見人若しくは被保佐人に該当しないことを証明する書類 (身分証明書)
- 3 法人の場合は、登記簿謄本 (写し) 及び定款 (写し)
- 4 営業所の平面図及び写真並びに付近見取り図 (別紙1)
- 5 専属する責任技術者の名簿、従業員名簿及び雇用関係を証する書類 (別紙2)
- 6 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し
- 7 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類 (所有機械調書、写真)
- 8 誓約書

別紙 1

営業所の平面図及び付近見取図

平 面 図 (敷地・建物) 建物延床面積 m²

付近見取図



- (注) 1 営業所の写真は、外観及び内観を撮影したもの数枚
2 平面図は、営業所の施設内容、配置状況等を記入すること（敷地、事務所、倉庫等）。
3 付近見取図は、公共施設等主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

営業所写真

外観

事務所内

下水道排水設備工事専属責任技術者名簿（新規・解除）

丹波市長 様

指定（登録）番号 第 号
 商 号
 営業所所在地 〒
 電話
 代表者氏名

ふりがな 専属者氏名	住 所	登 録 番 号	摘 要
-----	〒	第 号	
-----	〒	第 号	
-----	〒	第 号	
-----	〒	第 号	
-----	〒	第 号	

[添付書類]

- 1 取得資格免許の写し
 - 2 専属を確認できるものとして、下記のうちいずれか一つ
 - ① 組合健保又は政府管掌健保被保険者証（国民健康保険証は除く。）の写し
 - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - ③ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
- (注) 専属解除の場合は、名簿を別葉とするとともに、責任技術者証は、原本を提示すること。

誓 約 書

丹波市長 様

下水道排水設備指定工事店の申請（新規・継続）事項について事実と相違ない事並びに丹波市下水道条例第9条（3）該当しない事を誓約します。

なお、後日記載事項に事実と異なることが判明した場合は、丹波市下水道条例に基づき指定の取り消し処分に対して異議申し立ていたしません。

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者

⑩